

### 3 貿易省設置問題

昭和14年8月30日  
1206

#### 通商局が作成した「貿易省設置問題二關スル件」

付記 昭和十四年九月二十二日作成、作成局課不明

〔貿易省設置問題二對スル外務省側意図〕

#### 貿易省設置問題三關スル件

(昭一四、八、三〇通商局)

一、貿易省設置問題ハ主トシテ國內産業官廳並ニ貿易ニ緊密ナル關係ヲ有スル外國爲替管理ヲ管掌スル大藏省ニ屬スル貿易行政部門ヲ統一シ貿易行政事務ノ敏活化ヲ計ラントルニアルモノニシテ外務省トシテモ貿易ニ關スル行政事務力綜合統一セラレ其ノ結果對外通商交渉ヲ始トシテ海外ニ於ケル諸般ノ經濟活動力敏活且適正ニ行ハルル基礎ノ確立スルニ至ランコトヲ希望スルハ勿論ナリ

然ル二元來貿易ハ國內ニ於ケル生産配給ノ問題ト緊祕不<sup>(密カ)</sup>可分ノ關係ヲ有スルモノナルニ付生産及配給ニ關スル問題

1 貿易振興ノ爲ニハ海外ニ於ケル適正ナル活動ヲ必要トル處元來經濟問題ハ政治問題ト緊密ナル關係ヲ有スルモノニシテ不可分ノ關係ニアリ殊ニ國際狀勢ノ緊迫化ニ伴レ其ノ傾向一層顯著トナリツツアリ(日米通商航海條約ノ廢棄、獨ソ間通商條約ト不可侵協定ノ締結、

歐洲危局ニ際會セル諸國ノ重要物資ニ關スル輸出禁止等何レモ經濟問題ト政治問題トノ不可分關係ヲ明示シ居レリ)海外ニ於ケル通商貿易乃至其ノ他ノ經濟的活動ハ何レモ政治問題ト睨ミ合セテ之ヲ實施スルニ非サレハ其ノ適正ヲ期スルコト能ハサルコト

2 海外ニ於ケル施策力一元化シ居ラサル場合ニ生スル弊害ハ國內ニ於ケル行政機構不統一ノ爲生スル弊害ニ比較シ一層重大ニシテ海外ニ於ケル施策ハ是非トモ之ヲ二元的ニ實施スルノ要アルコト從テ國內ニ於ケル貿易行政機構一元化ニ熱心ノ餘り海外ニ於ケル施策ノ二元化ヲ惹起スルカ如キコトナキ様細心ノ注意ヲ拂フコト

三、外務省トシテハ貿易省設置問題力主トシテ國內行政機構ノ綜合統一ニ關スル問題ナルニ鑑ミ同問題ニ付テハ前顯ノ意見ヲ表明スルニ止ムルモ現下時局ニ對處シ益々其ノ重要性ヲ加ヘ來レル對外政務ノ萬遺憾ナキ遂行ヲ期スル爲左記ノ通り海外ニ於ケル諸工作ノ一元化及在外諸機構ノ統合調整ノ急速實施ヲ要望スルモノナリ

(1) 對外的工作ニ關シテハ諸外國トノ政治及通商ニ關スル交渉ノ外宣傳調查情報ノ蒐集等外國ニ於テ實施セラル

ヘキ一切ノ工作ヲ外務省ノ單一ノ指揮監督下ニ統合シ在外機關ニ對スル訓令ハスヘテ外務省ヨリ之ヲ發スルコト  
(2) 通商貿易及海外企業等ニ關スル海外駐在官吏ハスヘテ外務省ノ官吏トナシ外務大臣ノ指揮監督ニ服セシムルコト

(3) 政府ノ機關ニアラサル在外通商貿易關係諸機關ノ如キモスヘテ外務省ノ指揮監督ニ服スルモノトスルコト從テ此等機關ニ對シ補助金ヲ支給スル場合ニハ外務省ヨリ之ヲ與フルコトトスルコト

(4) 對外通商貿易政策ノ決定ハ外務省ニ於テ關係廳ト協議ノ上之ヲ決定スルコト  
(5) 前記(2)外務省官吏ノ任用ニ付テハ廣ク門戶開放人事交流ノ道ヲ啓クコト

## （付 記

貿易省設置問題ニ對スル外務省側意囁

（昭一四、九、二二）

一、國內ニ於ケル貿易行政機構ノ整備統合（貿易省ノ設置）ニ

### 3 貿易省設置問題

- (1) 國內全般的行政機構改革ノ一部トシテ實施スルコト  
(2) 生產配給等ニ至ル迄國內貿易行政事務ヲ一切管掌スル  
徹底セル機關タルヘキコト
- (3) 海外ニ於ケル施策ヲ二元的ナラシムルカ如キ措置ヲ執  
ラサルコト
- 三、現下國際情勢等ニ鑑ミ國内行政機構ノ改革ヨリモ寧口此  
ノ際海外ニ於ケル諸工作ノ一元化及在外諸機構ノ綜合調整ヲ急務ナリトス從テ外務省ニ於テハ左記諸項ノ急速實施ヲ喫緊事ナリト認ム
- (1) 諸外國トノ政治及通商ニ關スル交渉ノ外宣傳調查情報  
ノ蒐集等外國ニ於テ實施セラルヘキ一切ノ工作ハ外務  
省ノ單一指揮監督ノ下ニ綜合シ在外機關ニ對スル訓令  
ハ總テ外務省ヨリ之ヲ發スルコト
- (2) 通商貿易及海外企業等ニ關スル海外駐在官吏ハ總テ外  
務省ノ官吏トシ外務大臣ノ指揮監督ニ服セシムルコト  
(3) 政府機關ニアラサル在外通商貿易關係諸機關ハ總テ外  
務省ノ指揮監督ニ服スヘキコト

- (4) 通商經濟關係事務ヲ管掌スル外務省官吏ハ廣ク門戸開  
放(各省及民間)人事交流ノ道ヲ開キ外務省在外公館經  
濟機能ノ充實ヲ計ルコト
- 三、在外通商貿易企業等ニ關スル機關ヲ外務省ニ統合スヘシ  
トル理由左ノ如シ
- (1) 貿易省ノ設置ハ從來ノ如ク輸出増進輸入力ノ擴充ヲ目  
標トスルニ非スシテ必要資材ノ確保國内戰時經濟体制  
ト對外經濟關係ノ調整、特定國經濟依存關係ノ是正等  
我計畫經濟ノ對外遂行ヲ容易ナラシメントスルコトヲ  
主眼トスルモノナルヲ以テ強力ナル一元的統合、指導  
ニ依ルニ非サレハ其ノ目的ヲ達成スル能ハサルコト
- (2) 政治問題ト經濟問題トハ密接不可分ノ關係ニ在ルコト  
勿論ナルカ殊ニ現下國際情勢ニ在リテハ兩者ヲ睨ミ合  
セ一元的ニ考量スルニ非レハ適正ナル活動ヲ期シ難キ  
コト
- (3) 晚近世界ノ大勢ハ自由經濟時代ヨリ統制經濟ニ入り更  
ニ大戰勃發後各國ハ輸出入禁止制限其ノ他アラユル施  
策ニ付强度ノ管理政策ヲ採用シ之ニ對處スル爲ニハ外  
交交渉ニ依ル外無ク且通信方法、入出國滯在等殆ト外

務機關以外ニハ自由ヲ與ヘサル狀態ニ付事實上外務機關以外活動ノ餘地無キコト

(4) 現在ノ如ク複雜多岐各命令系統ヲ異ニスル各種機關ノ存在スルニ於テハ事務ノ統一、敏活ヲ期シ難ク且其ノ間ノ摩擦極メテ多ク到底變轉極リ無キ對外情勢ニ適處シ能ハサルコト

之ヲ統合スルニ於テハ在外機關ノ經濟機能ノ效率増進スヘキコト

註

拓務省駐在員 南洋南米等十一ヶ所

農林省駐在員 英米二ヶ所

商工省關係貿易斡旋所 二十三ヶ所(設置豫定地十一ヶ所)

共同販賣所 三ヶ所

東京府、愛知縣、東京、名古屋、横濱、大阪、神戶、京都等各都市ノ駐在員 六十余ヶ所

(5) 海外外貨拂ヲ節約シ得ルコト

(6) 従來ノ如ク不統一ノ狀態ニ於テハ之ヲ最近ノ實例ニ徴スルモ國交ノ阻害機密ノ漏洩冗費ノ支出等ノ事例極メ

テ多ク速ニ是正ノ要アルコト

(7) 最近國際間統制經濟ノ強化セラルニ伴ヒ諸外國ニ於テモ漸次在外機關ヲ外交機構ニ統合スル傾向ニ在ルコト(米國及英國其ノ他ノ實例)

四、指揮命令權ヲ外務省ニ統合一元化スルノ要アル理由左ノ如シ

(1) 國際間ノ事務ハ嚴格ニ外交機關ニ一元的ニ指揮セラルニ非レハ受命者側ノ連絡ヲ缺キ相手國側ニテ惡用セラルル虞大ナルノミナラス一旦不仕末(始方)ヲ仕出カシタル上ハ其ノ影響ノ大ナル到底國內事務ヲ以テ比較スヘカラサルモノアルコト

(2) 前記三、ニ於テ説明セル如ク今日ノ情勢ニ於テハ事實上外務機關以外ノ指揮命令ハ完全敏速ニ實施不能ナルコト

(3) 新制度ノ實施、人事ノ交流而モ複雜變轉極マリ無キ國際情勢下ニ於テ直ニ命令ヲ多元ナラシムルコトハ極メテ憂慮スヘキ結果ヲ生スル虞多分ニアリ寧口此際ハ徹底的ニ一元化ヲ完了シ國際情勢ノ見透シツキ且新制度實施ノ成績ヲ能ク検討シタル上慎重ニ考慮ヲ加フルコ

ト無難ナルコト

五、新機構ト外務省トノ事務關係ニ付テハ特ニ次ノ諸點ヲ重視スルモノトス

(1) 對外通商貿易政策ノ決定ハ當然外務省ノ所管タルヘキ

コト

(2) 新機構ハ原則トシテ國內ニ於ケル措置ヲ中心トスル事

務即生産配給其ノ他國內機構ノ活動ヲ主トスル事務ヲ掌ルモノトス

(3) 相互ノ連絡ハ從來ヨリモ一層之ヲ緊密且敏速ニ取計フ

コト

昭和14年10月6日 野村外務大臣より

在米国堀内大使他宛(電報)

貿易省設置要綱の閣議決定に対し外務省高等

官一同が外政一元化を損なうとして首相およ

び外相へ上申書提出について

別電一

昭和十四年十月六日発野村外務大臣より在米

国堀内大使他宛合第二四三四号

貿易省設置要綱中の外務省關係部分

二 昭和十四年十月六日発野村外務大臣より在米

国堀内大使他宛合第二四三五号

右要綱に対する外務省対案

本省 10月6日後8時10分発

合第二四三三號

至急情報

貿易省設置問題ハ阿部内閣成立以來其政綱ノ一トシテ提案セラレ居リタル處九月二十六日ノ閣議ニ於テ設置ニ關スル

主義上ノ決定ヲ見續イテ十月三日ノ閣議ニ於テ別電合第二四三四號ノ如キ貿易省設置要綱決定セラレタリ之ニ先立チ

外務省ハ別電合第二四三五號ノ如キ對案ヲ提出シ論議ヲ重ねタルモ遂ニ閣議ニ於テ容レラレズ依ツテ外務省高等官一

同ハ今回決定セラレタル貿易省ノ設置ハ外政ノ一元的活用ヲ根本ニ素リ斯クテハ責任アル外交事務ヲ擔當スルコト能

ハズトナシ一同ノ辭表ヲ取り纏メルコトニ決シ之力提出ハ今後ノ情勢ヲ待ツコトトシ十月五日夜首相及外相ニ對シ上申書ヲ提出セリ

尙國內ニ於ケル反響等ハ一般情報並ニ同盟電ヲ參照セラレ

タシ

**編注** 本電報および別電の宛先は「至急情報宛先」となつてゐる。

(別電一)

本省 10月6日後8時10分發

合第二三四四號

至急情報

貿易省設置要綱中外務省關係ノ分

第一、貿易省(假稱)ノ權限

一、貿易大臣ハ左記ノ事項ニ關スル事務ヲ管理スルモノトス  
ルコト

(一)通商貿易(外交事務ニ屬スルモノヲ除ク)

(二)輸出振興

(三)織維工業品、輸出工藝品及重要輸出雜工業品

(四)關稅及噸稅

(五)外國爲替

二、大使館商務參事官等(主トシテ貿易ニ從事スル領事官等

ヲ含ム)ハ之ヲ廢止シ之ニ代へ商務官(假稱)等貿易省職

員ヲ外國ニ駐在セシメ大使館公使館又ハ領事館附ヲ命ス  
ルコト

前項ノ職員ヲ駐在セシメザル地ニ在リテハ其ノ地ノ在外  
公館ノ職員ノ中ヨリ貿易省ノ海外駐在職員ヲ兼不シムル  
コトヲ得ルモノトスルコト(編注)

第二、各省ヨリ貿易省ノ權限ニ移スヘキ事務

二、外務省關係

通商局所掌事務中

純外交事務ヲ除クノ外全部(通商交渉ノ内容タル事項ノ  
統轄情報及資料ノ蒐集頒布等ハ貿易省之ニ當リ交渉及條  
約等ノ締結ハ外務省之ニ當ルモノトスルコト尙通商條約  
等ノ實施ニ付テモ右ニ準スルコト)

**編注** 当該閣議決定には、このあとに以下の「附記」が続く

が、本電報では記されていない。

「附記、(1)商務官(假稱)等ノ任免等ニ付テハ貿易大臣ニ

於テ外務大臣ト協議ノ上其ノ手續ヲ取ルコト

(2)商務官(假稱)等ノ勤務地ニ付テハ外務大臣

ト協議ノ上貿易大臣之ヲ定ムルコト」

(別電二)

本省 10月6日後8時10分発

合第二四三五號

至急情報

第一ノ二、貿易大臣ハ渉外事項ヲ除キ左記ノ事項ニ關スル事務ヲ管理スルモノトスルコト

(一)通商貿易(括弧内ヲトル)

(五)ノ末尾ニ左ノ註ヲ加フ

渉外事項トハ通商交渉ハ勿論、商權ノ保護、企業ノ保

護、資源ノ確保等直接又ハ間接ニ外交ニ影響ヲ及ボス

ベキ事項ヲ云フモノトス

三、ヲ左ノ通修正ス

外國ニ於テ通商貿易事務ニ從事スル職員ハ凡テ外務省

職員トスルコト但シ特ニ外務大臣ト貿易大臣ト協議ノ

上決定シタル事項ニ付テハ貿易大臣ヨリ指揮命令ヲ發

シ得ルモノトスルコト

註、貿易斡旋所其ノ他類似ノ機關ハ外務省ノ監督ニ服

セシムルコト

第一ノ二、外務省關係ヲ左ノ通修正ス

通商局所掌事務中

涉外事項ニ關係ナキ事務ノ全部

註、涉外事務ニ關係アル事務ヲ專管スル爲外務省ニ一部局ヲ存置スルコト

1208

昭和14年10月7日 在漢口花輪(義敬)總領事より

野村外務大臣宛(電報)

貿易省問題に關し在中国各公館は本省高等官と

同一行動をとるべき旨上海總領事への意見具申

漢口

10月7日後発

本省

10月7日後着

第五六七號(依頼報)

本官發上海宛電報

第二八六號

大臣來電合第二四三三號ニ關シ

外務省高等官一同ノ執ラレタル措置ハ眞ニ已ムヲ得サル儀

ト存セラル處在支公館ニ於テ貴館ニ於テ意見ヲ取纏メ本

省高等官一同ト行動ヲ共ニスルコト適當ト認メラル

尙當館高等官一同(警察署長ハ未協議)本官ノ意見ニ全部贊

成セリ

大臣、在支各總領事、領事へ轉電セリ

香港へ轉電アリタシ

上海ヨリ蘇州、杭州へ、南京ヨリ蕪湖へ、濟南ヨリ坊子、

張店、博山へ轉電アリタシ

1209 昭和14年10月8日 在米国堀内大使より

野村外務大臣宛(電報)

### 外務省に通商外交の機能を存置すべき旨意見

具申

ワシントン 10月8日前發

本 省 10月8日後着

第一二三三六號

貿易省問題ノ解決ニ當リ外務省ニ通商爲替外交機能及之力

事務管掌ノ部局ヲ存置シ政治外交ト經濟外交トノ有機的綜

合的運用ニ依リ外交本來ノ機能ヲ完全ニ發揮シ得ル様閣下

ニ於カレ御配慮相成ラル様在米各館一致ノ要望トシテ稟

申ス

1210 昭和14年10月8日

在上海三浦總領事より  
野村外務大臣宛(電報)

### 貿易省問題に対する本省宛意見具申に關して 中国各公館へ通報について

上 海 10月8日後發

本 省 10月8日夜着

第二八七二號(大至急、依頼報)

本官發在支各總領事領事及香港宛電報

合第一六七八號

漢口發本官宛電報第二八六號ニ關シ

本官ニ於テモ全然同感ニシテ目的ノ貫徹ニ付全幅ノ努力ヲ

畫スヘキ決心ニテ不取敢大臣宛往電第二八七三號ノ通り本

官ノ意見ヲ具申致シ置キタルニ付右御參考ノ上本省宛意見

具申相成度シ唯本問題ノ眞相及經緯充分判明シ居ラサルヲ

以テ九日興亞院用務ヲ以テ空路上京ノ矢野書記官ニ實情至

急聯絡方依頼シ置キタルニ付其ノ報告ヲ待ツテ第二段ノ措

置ヲ講スルコトト致度シ

本電宛先 在支各總領事、領事、香港

大臣へ轉電セリ

昭和14年10月8日

在上海三浦總領事より  
野村外務大臣宛電報

**貿易省新設は外政の二元化を生じ對外的にわが国が不利となるため再検討方意見具申**

貴電合<sup>(1)</sup> 第二八七三號(大至急、極祕)  
貴電合第二四三三號ニ關シ

上 海 10月8日後発  
本 省 10月8日夜着

(一)國策ノ對外的表現タル外交ニ關シテハ政策ノ樹立ト之力  
實施ヲ綜合的二行ハサル限り其ノ充分ナル效果ヲ期待シ  
得サルコト論ヲ俟タス然ルニ近來動モスレハ此ノ外交事  
務ノ機構及系統ノ統一ヲ素リ對外活動ノ指揮權ヲ各種機  
關ニ分散セシメントスルノ傾向アリ而シテ其ノ結果タル  
ヤ綜合的外交政策ノ樹立ニ困難ヲ來シ所期ノ成績ヲ擧ケ  
得サリシ場合多々アルコト閣下御賢察ノ通リニテ現下ノ  
時局ニ際シ特ニ然ルモノアルヲ痛感スル次第ナリ

現在ノ外交ニ於テ政治、經濟、文化及宣傳力不可分ノ一  
體ヲ成スコトハ茲ニ申述フル迄モナキコトニシテ綜合的  
外交政策ノ樹立ナキ限り外交活動ノ不統一ヲ來シ國外ニ  
對シ國威ヲ充分發揚シ得サルニ至ルコト明カナリ  
惟フニ從來外務省力外交ノ機能ヲ充分ニ發揮シ得サリシ  
嫌アル所以ハ外交機關ノ一元的ナラサリシ結果外交政策  
全般ニ付強力ナル綜合的政策ヲ樹立實施シ能ハサリシニ  
存スルコト論ヲ俟タス然ルニ今ヤ貿易省ヲ設置シテ外交  
ノ重要要素タル通商事務ノ指揮權ヲ之ニ移管セントス如  
何ニシテ政治外交トノ聯繫ヲ保チ以テ外交政策ノ適切ナ  
ル遂行ヲ期シ得ヘキヤ歐米ノ時局ニ鑑ミ今ヤ我國ノ經濟  
的進出ヲ圖ル絶好ノ機會ニ際シ外政ノ指揮系統ノ分裂ヲ  
來スカ如キ制度ヲ新ニ採用スルカ如キハ出先ニ於ケル現  
實ノ經驗ニ徵シ本官ノ到底納得シ得サル所ナリ

貿易省新設ニ伴ヒ帝國ノ國際關係處理ノ實務ニ當タル在  
外公館トシテ寒心ニ堪ヘサル所ハ實際上ノ取扱トシテ中  
央ヨリノ指揮命令ニ途ニ出テ在外公館ノ職務執行ヲ不可  
能ニ陷ラシムヘキノミナラス外國ニ對シ

帝國政府ノ意圖ヲ力強ク表現シ以テ所期ノ目的ヲ達成シ  
得サルニ在リ殊ニ現時列強ノ外交政策力一大機關ニ統合  
セラレ居ルニ反シ帝國ノミカ右ノ如ク分散シタル機構ヲ

以テ之ニ對抗スル上ニ於テ不利ナル立場ニ置カルヘキコ

二 昭和十四年十月九日発野村外務大臣より在米

ト亦言ヲ俟タス次ニ假ニ商務官ノ新制度ヲ設定スルトス

國堀内大使他宛合第二四五二号

ルモ其ノ身分ハ貴電第一二五三五號ノ通り是非共完全ナル

外務省職員タラシメ置クコト絕對ニ必要ナリト存ス

本省 10月9日後9時30分發  
右事務當局対案

(一)以上僭越乍ラ率直ニ本官ノ所見ヲ具申シタル次ニ付閣

下ニ於カレテモ一大轉換期ニアル帝國々運ノ進展ニ當リ

國際關係極メテ重大ナルモノアル秋國策ノ強力ナル對外

遂行上遺憾ナキヲ期スルコトニ目標ヲ置カレ篤ト御再檢

アランコト衷心切望ニ堪ヘス

御見込ニ依リ支那以外ノ在外公館ニ轉電アリタシ

在支各總領事、領事ヘ轉電セリ

~~~~~

1212 昭和14年10月9日 野村外務大臣より  
在米國堀内大使他宛(電報)

### 貿易省新設に関する野村外相修正案を外務省

#### 高等官が拒絶し事務當局の対案提出について

別電一 昭和十四年十月九日発野村外務大臣より在米

國堀内大使他宛合第二四五二号

右外相修正案

七日午後三時外務大臣ハ外務省高等官一同ノ上申書ニ對シ

別電(一)合第二四五二號ノ如キ對案ヲ連絡委員會幹事會(課長、事務官代表十八名)ニ示サレタルニ付八日全高等官出席審議ノ結果大臣案ハ外交一元ノ見地ヨリ之ヲ承認スルヲ得ズト爲シ別電(二)合第二四五二號ノ對案ヲ決定九日午前大臣ニ提出シタル處大臣ハ之ヲ一應十日ノ閣議ニ提出方考慮スヘキ旨言明セラレタリ

情報部長ヨリ

往電合第二四三三三號ニ關シ

至急情報

合第二四五〇號

いる。

編注 本電報および別電の宛先は「至急情報宛先」となつて

(別電一)

本省 10月9日後9時30分発

合第二四五二號

至急情報

別電(一)

大臣對案

閣議決定ノ範圍内ニ於テ及閣議決定ニ定メナキ事項ニ付大臣トシテ今後責任ヲ以テ實現ヲ期スヘキ事項左ノ通り

(イ)通商交渉ハ外務大臣ノ權限ナルヲ以テ其内容モ外務貿易兩大臣ノ協議事項ト解スヘキハ當然トス此點ニ關シ萬一疑アラハ之ヲ明瞭ナラシムル措置ヲ執ルヘシ

(ロ)商務官ノ人事ノ點ニ關シテハ先般閣議決定ノ際特ニ三項目ヲ附加シ之カ統一ニ遺憾ナキヲ企圖シタル積リナルカ更ニ之力運用ノ萬全ヲ期スル爲凡ユル工夫ヲ講スル心算ナリ

(ハ)斯ノ如クニシテ通商局ノ事務ハ相當殘存スルヲ以テ之力處理ニ當ラシムル爲政府ヲシテ外務省ニ一部ヲ設置セシムル豫定ナリ

(別電二)

本省 10月9日後9時30分発

合第二四五二號

至急情報

別電(二)

甲、左記趣旨の閣議諒解事項を至急取付け内閣より之を適當なる方法に依り發表すること

「九月二十六日閣議決定の貿易省(假稱)設置に關する件及十月三日閣議決定の貿易省の權限に關する要綱は外政一元の原則に基き適當なる考慮を加へて之を具現すること」

乙、左記各項に付適當なる形式に於て閣議の諒解を取付くること

(一)前記要綱中の外交事務又は純外交事務の中には通商交渉の外、商權及企業の保護資源の確保等外交に影響を及ぼすべき事項を包含するものと解釋すること

(二)通商交渉は外務大臣の權限なるを以て通商交渉の内容たる事項は外務、貿易兩大臣の協議事項と解すへキは勿論通商交渉に當りては必要に應し外務大臣に於て其

の内容を適宜調整決定し得ることを明確ならしむること

(三)現下の海外事情に鑑み當分の間貿易省職員を外國に駐在せしむる場合にはこれを外務省職員とし外務大臣に於て之を任免すること

前項職員の任免及勤務地の決定に付ては内閣、外務省及貿易省職員を以て構成する委員會に付議すること

(四)斯くの如くして通商局の實體的事務は依然殘存するを以て之か處理に當らしむる爲政府をして外務省に一部局を存置せしむること

.....

1213

昭和14年10月10日

野村外務大臣より  
在満州國梅津大使、在上海三浦總領事  
他宛

### 貿易省問題の経過に関する資料送付について

報一普通合第一二〇六號

昭和拾四年拾月拾日

外務大臣 野村 吉三郎

在滿洲國

特命全權大使 梅津 美治郎殿(編注)

貿易省設置問題經過事項送付ノ件

△十月四日

○貿易省設置問題發生以來の経過概要左の通り

今回の貿易省設置問題に對しては外務省としては國內に於て産業貿易に關する國內行政機構を綜合することに就いては何等異論無きも唯國外に對しては外政統一の見地より外政は飽く迄政治外交と通商外交とを一元的に綜合統轄するに非されは到底現下の複雜多難なる國際情勢に責任を以つて對處すること能はずとなし、通商局の移管並に在外機關に對する貿易大臣の直接の指揮命令權に對しては極力反対の主張を堅持し來つたのであるか、三日の閣議席上野村外相はこの外務省の主張を貫徹し得ざるのみか外務事務當局の意見を全然無視し單獨に企劃院原案に賛成した爲め遂に殆んど企劃院原案をそのままの如き閣議の決定を見るに至つたのである、尙松島通商局長は三日閣議の散會後野村外相より閣議の經緯を聞くや直

ちに辭表を表明したか外務省としては通商局の移管問題に關しては前述の如く終始强硬に反対して來たたけに省内に投げられた波紋は相當大なるものがあり、これに對する野村外相の出様が注目されてゐる。

△十月五日

○貿易省設置問題に端を發した外務省通商局潰滅の問題は

全省内に波及し事態は極めて重大化するに至つた。即ち四日午前松島通商局長は正式に辭表を提出、山本、水野兩勅任事務官並に新納第一課長以下六課長も局長に殉して連袂辭表を呈出すると共に、午後三時より第二會議室に參集せる省内各課長、事務官に對し山本、水野兩勅任事務官より事ここに至つた經過を報告する處あつた、これに先ち一方野村外相は大臣室に通商局關係の首腦部を集め企劃原案に賛成するの已むなきに至つた事情を述べ辭職の願意を要望した、かくて午後五時に至り野村外相は參集の課長、事務官の要請を容れ會議室に現はれ「諸君の意見を貫徹することの出來なかつたことは誠に濟まぬと思つて居るか、自分は陛下の親任に依つて外務大臣を拜命して居る以上自分の進退は自分で定める、全部の

意見を満足させることの出來ぬのも大きな意味の國策に従つた爲めである」旨の一應の辯明を試みた、右終了後更に午後八時より課長、事務官の會議を開催、協議の結果一、今回の野村外相の態度並に説明は諒承出来ぬ二、外務省の全課長、全事務官は職を賭しても目的の貫徹に邁進する

三、各部局毎に課長一名、事務官一名を擧げ幹事會を作り今後の運動方針を一任する

ことに意見の一一致を、更に同夜十時別項の如き趣意書を發表した、越えて五日午前十時より本省會議室で幹事會を開催、(幹力)余事長高瀬調査部第一課長以下十八名の幹事出席、一、全課長、事務官(有資格者約九十名)の辭表を幹事長の手許に取纏めること

一、辭表の趣旨は「今般外交一元化につき進言したるに拘らず、遂に政府の容れる所とならず、外交擔當の責を引くことか出來ぬと痛感する故に辭職を願ひ出るから御聽許相成度し」とすること  
一、午後より全體會議を開き阿部首相及び野村外相に對する上申書を決定、代表を選んでこれを手交すること

一、右上申書は外交一元化を要望再考を希望するものであつて、首デ<sup>(相カ)</sup>外相の責任、進退問題に觸れぬこと

を決定、午前中に辭表を認め幹事長の手許に差出したか事務は平素通り冷靜に行はれてゐる而して午後五時半より開かれた全體會議の席上幹事より上申書の内容を附議し全會一致これを承認、石井會計課長、石澤歐亞三課長、奥村、湯川兩事務官の四名を代表に選定、同夜野村外相の許に持參し、首相への分は外相を通して手交方依頼する所あつた、尙その際外相に對しては數日中に何分の回答あり度き旨を特に附言したか、外相の回答を待ち更に今後の具體的態度を決する筈である

○貿易省設置に關聯せる外務省の反対運動は、外交一元化の原則を死守せんとする全省一致の純眞なる運動であつて、四日野村外相の辯明を求めた所以も、事務當局としては閣議決定に先立ち反対の理由に就き詳細外相に説明を爲し、萬一不明の點あれは直ちに閣議で決定することなく事務當局と充分相談されるやう文書を以つて約束し置いたに拘らす、閣議席上外相か企劃院原案に賛成したこととは外相自ら事務當局に對する信義を無視したものと

して吏道の命する所に從ひ一應その辯明を求めたものである、然るに今回の反対運動に對し世間の一部にはこれを目して外務省内部の革新派の陰謀であるとか、外部の或る種政治勢力と結託せる省内一部の倒閣運動であるとか、乃至單なる官廳の權限争ひに過ぎぬとか見てゐる向もある、従つて運動の進展と共に種々の策動が凡ゆる方面から行はることも充分想像し得る所である、即ち例へば

一、特定の事務官の氏名を濫用して倒閣の具に用ゐる  
二、通商局は依然外務省に存置しその他の點で外務省側の譲歩を見て圓満解決するてあらうとの説を宣傳する  
三、國際電話等により在外公館と連絡し、充分事情を承知せざる在外公館の言辭を捉へ、外務省の意見不一致を故意に宣傳する

こと等が行はれるてあらうか、外務省としての根本的態度は飽く迄外交一元化の原則堅持にあり、他の爲めにせんとするか如き策動とは全く無關係である、尙四日の幹事會に於ては不純なる策動に乗せられない爲め此際幹事會發表以外には個人的意見は絶対に發表しないことに決

定した、

△十月六日

一、五日午後四時半谷次官は高瀬、石井、石澤の三課長を招致し、自分は今回の閣議決定はその運用宜しきを得れば決して一元化を禁るものでないと考へる、この點企劃院調査官澤田少將も自分に對し熱心に主張した所たと述

べ、事務當局の再考を求めたに對し三課長は企劃院側に於て眞に外交の一元化を考慮するならは閣議席上、外相の詳細な説明に對し充分に耳を傾けるべき筈であつた、然るに事態ここに至り卒爾としても何等の具體的対策をも示すことなく、運用に於て考慮するとの漠然たる話では満足し得すと答へ會見は物別れとなつた

二、幹事代表石澤、石井、湯川、奥村の四氏は五日午後十時外相官邸に野村外相と會見、別項の如き上申書を手交すると共に、今回の行動は決して結黨を組むものでもなく、又一部の策動によるものでもない、飽く迄外交の一元化を圖り度い切實真摯の精神から出た全省一致の要望である、閣議決定までに吾々の意見を充分徹底せしめる機會かなかつたやうに思ふから、大臣に於ても再考して

貰ひ度い旨を述へた、これに對し外相は自分は貿易省の設置要綱か外交一元化に悪影響を及ぼすとは考へないから諸君の意見をそのまま承認するまでに至らぬか、諸君の意向は十分聞いた、諸君も道に悖らぬやう善處され度いと答へ會見一時間餘にして終つた

三、六日午後九時半野村外相は吉澤、西、三谷の三局長を招致し、局長側の意向を聽取すると共に紛争解決の方策に就き協議したか、右三局長より山本勅任參事官を招き通商局移管決定までの事情を聽取した

四、幹事會代表は六日午後五時より六局部長と會見今回の運動に對する局部長の態度を質したるに對し、各局部長とも何れもその趣旨に於ては絶對賛成であるか、辭表提出の理由、時期、方法等に於ては多少異なる所ある旨を述べた

五、六日午後六時半より全體會議を開き、幹事代表より上述の如き昨日來の經過の報告あり特に六局部長との會見顛末は誤解を招く懼れがあるので明日改めて報告する旨述べた、尙運動資金として必要により各自月給の一割を醸出する事申合せをなした。

○六日の都下各紙は何れも外務省の反対運動に就き社説を掲げてゐるが、問題の核心か外交遂行の極めて機微な點であるだけに、外務事務當局の主張を充分理解且つ把握するに至らず、一般の論旨は何れも非常時向下に於ける不祥事の一となつてゐる

一、東朝 事務官と雖も國策に無關心ではあり得ない、内面的に大臣を輔佐することは時局下の心構へとして特に尊重さるべきであるが、國務大臣の處斷に不満なる場合かかる方法にて横槍を入れることは穩當を缺く、幾多同情すべき内情はあらうか、事務當局なるもの三思すへきてある

二、東日 閣議決定案か不當極まるものとしても、官吏たるものか同盟罷業に類するか如きことをなすは果して

國家に對する忠誠の行爲と云ひ得るたらうか、政治批評の局にあらざる官吏か連袂辭職を以つて上司に迫る如き國運の發展に無關係である筈はない

△十月七日

○野村外相は七日午前八時半外務省に登廳各次官との間に省内紛争對策につき凝議した後同十時首相官邸に阿部首

相を訪問、事態打開に關し所信を披瀝し協議を遂げた、而して事態打開の途は閣議決定を變改することは出來ぬとする内閣側と外交一元化を眞摯に要望する外務事務當局の主張を如何に融合する妥協案を作成するかにあり首相、外相の會談に於ても深くこの點につき突込んで詰合ひか行はれた模様で、野村外相はこの結果に基き六日午後三時より事務當局代表たる幹事十八名を大臣室に招き次官及び局部長立會の下に會見、具體案を提示し、事務當局の考慮を促す所あつた、よつて幹事は研究の上追つて回答する旨を述へ會見二十分にして退出したか、外交一元化を飽く迄貫徹せんとしつつある事務當局側としては不徹底なる解決策には到底甘んし得ないことは明かであり、事態の推移頗る重大視されてゐる。

○外務省紛争の原因となつた貿易省設置要綱中最も不備な點と目されてゐるのは

一、通商交渉の内容の決定権と交渉権とを分列せしめたる

こと

二、出先通商機關の身分及命令系統を分列せしめたることの二點とされてゐるが、而してその結果生ずべき不都合

は大體次の如くである

(一) 凡そ通商交渉は對手方のある仕事なるを以て貿易省の決定したる交渉内容を對手國に於て其の健鶴呑みにする筈なく茲にギヴ・アンド・テークに依り互讓妥結を計る要がある、而して如何なる互讓妥結を爲すへきやは彼我の國際上の相對的地位及彼我の間の通商關係以外の案件との關係を考慮し外交上の大局的見地より判断して初めて之を決することか可能である、然るに今次要綱案は通商交渉の内容の決定權と交渉權とを貿易省と外務省とに分屬せしめ而も内容の決定權を以て交渉權を束縛せんとするもので、斯くては國家意思の統一を保持し強力なる外交交渉を行ふこと全く不可能である

(二) 在外機關として貿易大臣の任免權及命令權に服する商務官を設置することは左の如き不都合を生ずる  
イ、出先機關の意思の不統一  
ロ、出先機關の事務の指揮系統の不統一  
ハ、外交官特權を有せざる商務官の活動上の不便  
貿易省の出先機關は外交官特權を有せざるを以て信

書の不可侵は保障せられず暗號の使用は認められず斯くては機微に亘る事務の處理は不可能である。(要綱案に依れば商務官をして大公使館附とし又は在外公館職員を兼任せしむることを得と爲したるも兼任に依り直ちに外交官特權を認めらるるものとは限らない、假りに之を認むる國ありとするも戰時に於ては陸海軍武官すら暗號の使用を禁せらるる有様にて必ずしも其の特權は保障せらるるものとは限らぬ)

○七日の國民新聞は貿易省問題の歸趨と題し貿易省案に対する外務省事務當局の反對運動のよつて起つた原因を究明し、この問題の歸趨は結局國政自體の確立と一元化にあると論し最後に次の如く述べてゐる

凡そ斯様に深刻なる問題に對し單に一遍の常識論をして彼等の運動を民間のストライキと同一視することの不當なるは云ふを俟つまい。從來各官廳に於ては果して各自の所信に恥つるところなき態度をとつて來たか、自ら所信に背き、自ら抗すへからずと見る壓力の前に、唯々諾々として自信なき企畫立案に從事し來つた傾きはなかつたか。若し日本に百人の松島氏あらは日本の

政治はどれだけ正しき軌道に乗るを得たか、官吏と雖

も單に捺印の機械や木偶であつてはならぬとすれば、彼等の責任性の操守か從來餘りにも薄弱であつたことこそ此の際に於て省みられねはならぬのである。吾人と雖も、現下の時局に於て列國環視の中に此度の如き不祥事を生したることを遺憾とするに變りはないか、其の事自體既に内閣の重大なる政治的責任に屬することを指摘して止まない。

#### △十月九日

一、七日午後三時野村外相より具體的解決案の提示を受けた外務事務當局は同三時半より幹事會を開き(全體會議開催は誤り)右解決案に對する態度に就き慎重協議した結果

外相提示の解決案によつては外政の一元化は達せられないからこれを拒否する、而して代案として事務的な案を提出することはこれを避け、重ねて外政一元化を基礎とする吾々の原則的要望を述へ外相の再考善處を要請すへきてある

今回の解決案は閣議決定の範圍内で政府の善處を策したものであるが、これに依つては外政の一元化は所期し得られない、従つて事務當局としては飽く迄外政一元化の根本原則に立脚した代案を作り重ねて政府の再考を求むへきてある

とて野村外相の解決案を拒否することに根本方針を決

定、午後十一時半散會した

三、八日午前十一時より幹事會を開催、前夜決定を見た代案作成の根本方針を再吟味し、これが決定を保留したまま正午より全體會議を開き、幹事側より七日午後の野村外相との會見顛末を報告、更に外相提示の解決案の研究を求め同二十分散會、幹事會は引續き協議を行ひ代案作成問題に對する態度を決定した後、三時二十分より再び全體會議を開き協議の結果

藤村の各課長、廣田、湯川の兩事務官は午後六時二十五分瀧谷の野村外相の私邸を訪問、右の趣旨を傳ふると共に、事務當局の所信を詳細に述べ、外相の再考善處を重ねて要望した、これに對し野村外相は閣議決定を變更することは至難な情勢にある旨を述べ、兩者間に約二時間

半に亘る押問答が續けられた末、外相は

若し事務當局側に非常によい案があれば再考の餘地があるかどうか考慮して見よう

との意思表示をなしたので、代表は同九時一先つ會見を終り外務省に引揚げた

三、八日午後十時より全體會議を開催、代表より外相との會

見顛末を報告、外相の意思表示に應へ事務當局としての大綱案を作成する爲め一旦休憩、幹事は別室に於て立案、九日午前一時二十分に至り漸く成案を得たので更めてこれを全體會議に諮り承認を得、前記代表六氏は同一時五十分再び外相を私邸に訪問、谷次官、西、吉澤、三谷三局長及河相部長立會の下に右大綱案を手交すると共に事務當局の所信を最後的に表明外相の善處を要望したので、外相も事務當局の熱意に動かされ、

今後自分も事務當局と一體となつて外政一元化に努力

するから諸君も速に正常狀態に復歸され度い

との旨を述べ、事務當局の提示せる最後の對策を以つて政府に折衝し外政一元化の目的貫徹に努力するとの口約を與へたので、代表は三時五十分外相の私邸を辭去した

四、九日午後一時より三時半まで幹事會を開き、更に同五時半より全體會議を開き幹事より今曉外相との會見顛末を報告すると共に今後の對策を協議する所あつたが外相に提出した對案は事務當局としての最後案であるから、飽く迄これが貫徹を期すべく、堅き決意を以つて對處することとなつた

○外務省事務當局は九日午前十時より國際外交協會に山川端夫、芳澤謙吉、田中都吉、小幡酉吉、出淵勝次、佐藤尙武、松田道一の外務畠諸先輩の參集を求め、石澤、山田、蘆野三課長出席、事件の經緯を説明し事務當局對案の趣旨貫徹につき協力を求めたが、芳澤、山川の兩氏は午後三時阿部首相を訪問、圓滿解決に就き首相の善處を要望した、尙政府側に於ても十日の定例閣議までになるべく解決を期待し、唐澤法制局長官、武部企劃院次長は正午より谷次官、三谷條約局長と會見、事務當局側の對案を中心協議する所あつた

○外務省事務當局では貿易省案反對運動が世間に誤解を受けてゐる事實に鑑みその眞意を闡明すべく八日夜外務省課長、事務官一同の名を以つて「吾人の主張」として左

の一文を發表した。(以下見当ラブス)

編注 以下宛先省略。本信の宛先は「在滿、支各公館」となつてゐる。

1214

昭和14年10月10日

在コロンビア  
蓑田臨時代理公使より  
野村外務大臣宛  
(電報)

貿易省設置は米国のわが方活動への攻撃妨害  
を誘致する懸念がある旨意見具申

ボゴタ

10月10日後発

本省 10月11日前着

第六一號(極祕扱)

貴電合第二四三九號ニ關シ(貿易省問題)

當方面ノ反響トシテ特ニ注意スヘキハ米國ノ態度ナリ從來

中南米ニ於ケル獨伊ノ勢力驅逐ノ爲米國ノ舉ケ來リタル

「スローガン」カ全體主義排撃ナルコト及帝國力常ニ獨伊

ト共ニ右攻撃ノ槍玉ニ擧ケラレタルコト將又之ヲ通商貿易

ノ分野ニ極限センニ米國力獨逸ノ遣口ヲ以テ貿易國營ナリ

トシ之ヲ「ダンピング」ニ結付ケテ獨逸品閉出ノ口實ト爲

1215

昭和14年10月10日

在独立國大島大使より  
野村外務大臣宛  
(電報)

貿易省設置は外交二元化を亂しかねず慎重檢

討方意見具申

シ來レルコト御承知ノ通りナリ然ルニ今貿易省ノ設置ヲ見  
シカサナキダニ猜疑心強キ米國ハ必スヤ右ヲ以テ貿易國營  
乃至ハ「ダンピング」ニ通スルモノトシテ百方巧妙ニ我方  
ノ活動ヲ攻撃妨害スヘキコト獨逸ノ場合ト同様ナルヘシ其  
ノ結果ハ我方今後ノ中南米進出ニ思ハサル障害ヲ來スコト  
トナラサルヤ危惧措ク能ハサル所ナリ  
日米關係現在ノ如キ機微ナル時徒ニ米國ノ神經ヲ刺戟シテ  
不必要ニ事態ヲ紛糾セシメ且少クトモ中南米市場ニ於テ敵  
ニ攻メ道具ヲ與ヘテ我方折角ノ企圖タル貿易振興ト正ニ相  
反スル結果ヲ招來スルカ如キハ國策上執ラサル所ナルヲ以  
テ貿易省問題ハ此ノ角度ヨリモ慎重再検討ノ要アルヘシト  
存セラル

南米現地ノ實情ニ照シ潛越乍ラ右卑見申進ス

在米各大使公使へ暗送セリ

### 3 貿易省設置問題

第一一五二號

ベルリン 10月10日後発

本省 10月11日夜着

貿易省問題ニ關スル紛糾カ今尙解決ニ至ラサルハ現下非常時局ニ鑑ミ本使竝ニ館員一同ノ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ遠隔ノ地ニ在リテ實情ヲ詳カニセサルモ今回ノ閣議決定案ハ其ノ根本ニ於テ外交ノ一元化ヲ素シ今後ノ外交事務ノ運用上重大ナル支障ヲ來スヘキハ本使等在外勤務ノ經驗ニモ微シ確言シ得ル所ナリ閣下ニ於カレテハ此ノ際事ノ重大性ヲ御賢察相成事務當局案ヲモ充分御考究ノ上帝國外交將來ノ爲御善處アランコトヲ切望ス

貿易省問題連絡委員會幹事會ハ往電第二八七三號ノ精神ニ鑑ミ大臣來電合第二四五二號ノ對案ハ最少限度ノ要求ナリト認ムルニ付少クトモ同案ノ全面的貫徹方御努力ヲ切望シテ煩マス右ニ關シ我々一同ハ諸君ヲ飽迄支持シ諸君ト行動ヲ共ニスルノ固キ決意ヲ有シ居リ館員一同ヨリ辭表ヲ提出セルニ付本官之ヲ保管中ナリ御連絡アリ次第進達ス

北京、天津、張家口、青島、濟南、芝罘、威海衛、漢口、南京、廣東、廈門、海口、大同、包頭、九江、香港ヘ轉電  
セリ

1216

昭和14年10月11日

在上海三浦總領事より  
野村外務大臣宛(電報)

貿易省問題に關し事務當局の対案を支持し同  
案貫徹方切望について

上海 10月11日後發

本省 10月11日夜着

第一八九六號(大至急、依頼報)

合第一四六六號(大至急)

1217

昭和14年10月11日

野村外務大臣より  
在米國境内大使他宛(電報)

貿易省問題に關し事務當局対案を野村外相が  
拒絶したため外務省高等官一同が辭表提出に  
ついて

本省 10月11日後10時發

至急情報

情報部長ヨリ

御聯絡アリ度シ

在支各公館へ轉電アリ度シ

上海へ轉電セリ

貿易省設置ノ件ニ關シ十日大臣ヨリ事務官一同ニ對シ閣議  
決定變更ノ余地ナキ旨ヲ說示セラレタル處一同ハスクテハ

責任ヲ以テ大臣ヲ輔佐シ各自擔任事務ヲ果ス事不可能ナリ  
トシ十一日午後八時三十分高等官百十三名(欠勤者ヲ除ク)

ヨリ次官經由辭表ヲ提出セリ

編注 本電報の宛先は「至急情報宛先」となつてゐる。

~~~~~

1218

昭和14年10月12日

在香港岡崎(勝男)總領事より  
野村外務大臣宛(電報)

貿易省問題に關し館員一同辭表用意について

香 港

10月12日後発

第二六二號  
谷次官へ

貿易省問題事務當局幹事ヘ  
第一三四四號(至急)

本官及館員一同(判任官ヲ含ム)諸君ト行動ヲ共ニシ辭表ヲ

用意シ居レリ今後ノ行動ニ付テハ一切御一任スルニ付適宜

在歐各大使へ轉電セリ

~~~~~

1219 昭和14年10月12日 在ベルギー來栖大使より  
野村外務大臣宛(電報)

貿易省問題に關し本省幹部などの意見回示を  
谷外務次官へ要請について

ブリュッセル 10月12日後發

本 省 10月13日前着

外交時局重大ノ折柄今回貿易省問題ヲ繞クル紛擾ハ出先使  
臣何レモ深ク憂慮シ居ルヘキ處本件處理ニ關スル(一)貴官始  
メ局部長ノ意見(二)在京先輩諸氏及各使臣ノ意見折返シ御同  
電アリタシ

在歐各大使へ轉電セリ

~~~~~

昭和14年10月12日

在コルカタ若松總領事より  
野村外務大臣宛電報

**貿易省設置は外交國策の総合統一を攪乱し外  
交不振を招く懼れがある旨意見具申**

コルカタ 10月12日後発  
本 省 10月13日前着

貴電合第二四三九號ニ關シ（貿易省問題）  
第一九四號

貿易省設置問題ハ當地新聞ニ殆ント現レサル爲別段反響ナ  
キモ此ノ際本官ノ私見ヲ申上ケ閣下ノ御参考ニ供セントス  
一、今回ノ貿易省新設案ハ在上海總領事ヨリモ申進メノ如ク  
外交一元化ヲ素ルモノニ有之現時各國ノ趨勢ニ見ルモ施  
政權力ヲ能フル限リ一元化セントスル傾向ニ在リ蓋シ有  
效ナル對外國策ハ國內ニ於ケル諸政策ノ綜合統一ヲ計リ  
之ヲ單一強力ナル外交ニ表現セルモノナラサルヘカラス  
近時我國策外交機能分散ノ傾向ハ動モスレハ非難ヲ浴ヒ  
ントスル我外交ヲシテ益々困難ナラシムルモノ之アリ日  
支事變未タ終息セス歐洲ニ戰亂起リ我國トシテ内外一段  
ノ緊張ヲ要スル秋今回貿易省案ノ如キ外政統一二亀裂ヲ

生スルカ如キ事態ヲ見ルニ至レルハ誠ニ遺憾ノコトと思  
考ス殊ニ經濟的進出商權擁護ハ國家主義的個立經濟的傾  
向顯著ナル國家ノ情勢ニ於テ通商ト外交トヲ分離シ得ト  
考フルコト夫レ自身カ既ニ大ナル誤謬ニアラサルヤヲ惧  
ルモノナリ今回ノ貿易省案カ現下我經濟情勢ニ應シテ  
生產擴充輸出振興ヲ目標トシテ發案セラレタルコトハ之  
ヲ諒トスルモ該目的達成ニハ自ラ途アルヘク内地經濟諸  
機構ノ調整及之ニ關聯スル關係各省ノ改變ハ必然的ナリ  
トスルモ右ヲ推シテ現時外交ノ重要部分ヲ占ムル外務省  
通商事務ヲ移管シ通商ニ關スル對外交涉權ヲモ剝奪ゼン  
トスルハ外交國策ノ綜合統一ヲ攪亂シ適切機敏ヲ要スル  
外交ヲ不振ナラシムルノミナラス屋上屋ヲ架シ却テ我商  
權擁護ヲ阻害スルニ終ル惧ナシトセス  
三、元來貿易省設置通商事務移管ノ如キ問題ヲ生シタルハ從  
來外務省一部ノ間ニ通商事務ヲ輕視スル傾アルコト又外  
務省通商局ナルモノカ他ノ涉外事項ト獨立ニ存立スル如  
キ印象ヲ一般ニ有セシメ通商モ亦外交ノ一部分トシテ綜  
合聯關スルコトニ關スル國內一般ノ無理解ニ基ク點モ鮮  
カラストモ思料スル處最近ニ於ケル外務省、職員ノ通商

二關スル知織<sup>(識方)</sup>ノ向上及熱心ノ程度ハ昔日ノ比ニアラス關係業者モ等シク認メ居ル所ナルニモ拘ラス政府部内及一

部社會ニ先入的ニ否定セラレ居ルハ誠ニ遺憾トスル所ナリ本使ノ私見ヲ以テスレハ現機構ノ下ニ於テ外務省ノ舉ケツツアル能力ハ決シテ不満足ナリト言フヲ得ス制度ヲ改廢シ貿易省ヲ新設スルモ複雜ナル對外通商事務ニ於テ今日以上ノ成果ヲ期待スルヲ得サルコトヲ確信スルモノナリ

三、假ニ一步ヲ譲リ貿易省案ヲ認メ一部通商事務ノ移管已ムヲ得ストスルモ在外勤務者ノ立場トシテ貿易省其ノ他ヨリ海外勤務外務省職員ト別個ノ駐在員ヲ派遣セシムルコトニハ反対致度シ前述ノ通り既ニ現外務職員ニ於テ特ニ最近充分ノ努力ヲ爲シツツアルノミナラス何人ヲ如何ナル方面ヨリ派遣スルモ一部分的専門知識ヲ以テハ今日ノ複雜ナル對外通商陣ニ於ケル満足ナル活動ハ之ヲ望ミ得ス現在外務職員ニ優ル能率ハ擧ケ得サルコト明瞭ニシテ却テ命令系統ニ途ニ出テ相互ノ活動ヲ掣肘シ好マシカラサル事態ヲ生スヘキコト過去ノ實績ニ徵シ明カナル次第ニ有之已ムヲ得ス貿易省員ヲ海外ニ轉出セシムル場合ハ

必ス之ヲ外務省官吏ニ任シ以テ「プロパー」ノ外交官又ハ領事官トシテ常駐セシムヘク商務官制度ノ如ク別個ノ存在トシテ附屬セシムル英國等ノ制度ハ我國民ノ感情的性質ニ顧ミ充分ナル效果ヲ擧ケ難シ右ハ本官奉職十有餘年ノ經驗ニ照シ確信ヲ以テ申上ケ得ル所ニシテ貿易省新設ノ場合ハ在外勤務者ノ通商活動ヲ自由且完璧ナラシムル爲此ノ點特ニ御強調ヲ得度シ

四、以上之ヲ要スルニ卑見ヲ以テセハ複雜多岐ナル現國際情勢下ニ於テ獨リ通商事項ヲ獨立的ニ取上ケ國內事項ト混同シ制度改廢人員更新等ニ依リ商權擁護通商擴張ヲ望ム力如キハ現時對外統一性最モ必要ナル秋ニ於テ本官ノ寔ニ了解シ兼ヌル所ニ有之現存機構ノ下ニ於テ之ヲ擴大強化シ人員ヲ増大例へハ在外勤務者ニ於テモ一層通商事務ヲ専門的ニ研究セシムヘク時日ト經費トヲ與フル如キ方法ニ依ルヘキモノニシテ今回ノ貿易省案ハ國內ニ於ケル貿易振興等ノ諸方策ト對外通商事務トヲ混淆セル惧ナキヤヲ憂慮スルモノナリ

御見込ニ依リ然ルヘク轉電相成度シ



昭和14年10月12日 在独國大島大使より

野村外務大臣宛電報

**貿易省問題に関し大使館參事官以下の辭表提  
出について**

ベルリン 10月12日後発  
本 省 10月13日前着

**第一一五七號(至急)**

當館宇佐美參事官、神田、法華津、古内書記官、兒島理事

官、法眼、大郷、石田、西村、上田各官補及福田電信官ヨリ十一日附ヲ以テ左記趣旨ニ基キ辭表轉達方願出アリタリ

「今次ノ貿易省問題ニ關スル閣議決定ハ外交ノ一元化ヲ齋シ其ノ完全ナル遂行ヲ不可能ナラシムルモノト認メラル帝

國將來ノ爲憂慮ニ堪エス吾人ハ今次閣議決定ノ如キ制度ノ下ニ於テハ到底外交事務遂行ノ責務ヲ分擔シ難キヲ確信スルカ故ニ茲ニ辭表ヲ提出ス」

依テ本使ヨリ右各官ニ對シ個別的ニ充分其ノ心情ヲ質シタル處何レモ外交一元制ヲ素スコトノ不可ヲ確信シ帝國外交ノ前途ヲ憂慮シ全ク純眞ナル動機ニ出テタルモノニシテ其ノ決意牢固トシテ之ヲ翻ヘセシメ難キヲ確認シタルヲ以テ

前記各官ノ辭表ヲ茲ニ進達ス

尙前記各官ノ辭表ハ各其ノ個人的意思ヨリ出テタルモノニテ何等團體的行動等ヲ意味スルモノニアラス又館務ハ何分ノ御指圖アル迄平常通り執務スヘキヲ申渡シ置ケルニ一同之ヲ了承セリ從テ此ノ點御懸念ニ及ハス

昭和14年10月13日 在ニューヨーク若杉總領事より  
野村外務大臣宛(電報)

**貿易省問題での外務省高等官辭表提出に関する  
新聞論調報告**

ニューヨーク 10月13日後発  
本 省 10月14日前着

**第三六五號**

貿易省問題ニ關シ十二日「タイムス」ハ「バイヤス」特電トシ省内高等官百十三名力辭表提出セル旨ヲ報シ本件力單ニ事務當局ノ「リヴオルト」以上ノ重大ナル意味ヲ有シ事茲ニ至リタルハ阿部首相、野村外相ノ處置拙劣ニ依ルコト多ク兩相ノ責任問題回避ノ途無カルヘント報セリ

同日「トリビューン」モ東京特電トシテ同趣旨ノ報道ト共

二事件解決ノ爲ニハ内閣總辭職若クハ少クトモ野村外相引

について

本省 10月13日後8時0分発

責辭職以外ノ途無カルヘク一般新聞界ハ内閣側ニ同情的ナ

ルモ樞密院等有力筋ハ寧口外務事務當局ヲ支持シ居ルモノ

ノ如ク又國民全般トシテモ事務當局ノ蹶起ニ呼應シ在外公

館舉ソテ之ヲ支持シ事態斯ク迄擴大シタル事實ハ冷眼視ス

ルヲ得ス、内閣ノ責任糾彈ノ輿論ノ起ルヘキハ必至ナリト

報シ居レリ

次テ十三日「タイムス」、「バイヤス」特電ハ内閣ハ漸ク本

件カ内閣ノ命取リトナレルヲ自覺セルモノノ如ク讓歩解決

ノ用意アル旨ヲ仄カシタルカ果シテ解決ノ能力アリヤ否ヤ

疑ハシク何レニスルモ阿部内閣ノ權威地ニ墜チタルハ全國

民ニ明カトナリ鮮クトモ野村外相ノ引責ハ免カレサルコト

確實トナレリト報シタリ

米ヘ郵送セリ

1223

昭和14年10月13日

野村外務大臣より  
在米国堀内大使他宛(電報)

貿易省設置に当たつては外務事務當局の意見  
を反映するとの阿部首相の谷外務次官宛覚書

合第二四八〇號(極祕、大至急)  
至急情報

情報部長ヨリ

十三日閣議ニ於テ貿易省問題ニ關シテハ總理大臣ニ一任スルコトニ決定シタル結果總理大臣ハ内閣書記官長ヲシテ左ノ覺書ヲ外務次官ニ手交セシメタリ即チ

「貿易省設置問題ニ付テハ本日ノ閣議ニ於テ各閣僚ヨリ其ノ處置ヲ總理大臣ニ一任セリ依テ總理大臣ハ去ル十月九日外務事務當局ヨリ外務大臣ニ具申セル意見ハ貿易省設立ニ當リ之ヲ具現スベキコトニ外務大臣ト打合ヲ遂ゲタリ」

右ノ結果十三日午後六時外務大臣ハ外務省高等官一同ニ對シ其趣旨ヲ説明セラレタリ(大臣訓示追電ス)尙内閣ノ立場

モアリ右覺書ノ件ハ絶對極祕ノ取扱トナシ外部ニ對シテハ總理大臣ニ一任シテ圓滿解決セル旨ヲ發表セリ

編注 本電報の宛先は「至急情報宛先」となつてゐる。

昭和14年10月14日 野村外務大臣より  
在米国堀内大使他宛(電報)

**貿易省設置問題に関する野村外相訓示および  
外務事務当局の答辞について**

本省 10月14日後7時20分発

尙ほ諸君の希望として提出されました事項中乙ノ一、二及四は閣僚何れも異議なく總理も了承しておられまして右に付ては諸君の希望は達成せられます。  
以上にて諸君の希望たる甲乙全部は解決したものと信します。

合第二四八九號(極祕)  
至急情報

往電合第二四八〇號ニ關シ

大臣ノ全高等官省員ニ對スル訓示並幹事長答辭全文(部外祕)左ノ如シ

**大臣訓示**

本日の閣議は貿易省問題中の懸案たる商務官(貿易事務官)等の問題に付ては其の解決を總理に一任し總理は外相と協

議の上此の解決に善處することとなりました。總理は諸君の希望事項乙ノ三即ち商務官(貿易事務官)の任免等に付て

は當分の間外務大臣の管掌事項とすることを御考へになつてをるのであります、就ては諸君が此の二人を信頼して貰ひたい。又外交一元に付ては内閣書記官長より一元的たるべき旨公表さることとなり已に此發表は本日午後行はれ

**答辭**

只今は御懇篤なる訓示を賜りまして有難う御座います。

御言葉に従ひまして元通りの状態に復歸致度いと存します。此の問題發生以來、色々大臣に御迷惑を御掛け致しましたこと又熱誠の餘り世間を騒かせる様なことがありましたことは誠に遺憾で相濟まぬことと存して居ります。

編注 本電報の宛先は「至急情報宛先」となつてゐる。

1225  
昭和14年11月12日

在トルコ武富大使より  
野村外務大臣宛電報)

### 商務官制度の確立を急務とする旨意見具申

付記 昭和十四年十二月九日發在英國重光大使より

野村外務大臣宛電報第一七〇一号

商務官制度の改善に関する意見具申

アンカラ 11月12日前發  
本省 11月13日前着

第四四三號

(<sup>(1)</sup> 費電合第二六〇九號ニ關シ(商務官制度ノ件)

商務官制度ハ明治四十三年創立以來幾度カ曲歪セラレタル  
爲其ノ地位曖昧ナルモノトナリ居ルコトカ根本ノ缺點ナル  
ニ付此ノ際官制ヲ確立セラルヘキコト急務ト存ス右ニ關シ  
左ノ通り

一、商務官制ヲ確立シ眞ニ之ヲ活用セシメントスル以上ハ單  
ニ(一)取引ノ紹介、斡旋ヲ主トシ任地ノ通商報告ヲ供シ當

業者ノ參考ニ資スルノミニテハ無意味ニシテ在來ノ商品  
陳列館ヤ貿易通信員、貿易斡旋所ト同シク時代遅レノ感  
アリ寧口(二)大公使及領事ノ取扱フ對外經濟政策ノ諮詢機  
關タルト同時ニ實行機關タル職務ヲ主トシ副トシテ(一)ノ  
事務ノミヲ行ハシムルコトトナスヘキモノトス從來此ノ  
限界明カナラサリシハ商務官不振ノ一原因ナリ  
二、商務官ヲ民間ヨリ採用スル爲ノ特別任用令モ必要ナルカ  
前記ノ職能ヲ明カニシタル上ハ各官署ノ職員ハ勿論外務  
省官吏中ヨリモ之ニ適應性アル者ハ商務官ニ任用シ得ル  
様仕組ヲ變ヘサルヘカラス外務省力眞ニ經濟外交ヲ主張  
ストセハ外交官ヨリモ續々商務官志望者ヲ生スル氣運起  
ルヘキニ付其ノ道ヲ今ヨリ開キ置クコト必要ニシテ從來  
ノ如ク銓衡内規上民間ノ商社ニアリタル經驗ヲ重視シ之  
ヲ唯一ノ標準トスルカ如キハ誤ノ大ナルモノナリ又之ト  
同時ニ一定年度勤續シタル商務官ニ對シ外交官タリ得ル  
ノ道ヲモ此ノ際開キ置ク要アリ

三、待遇ハ俸給在勤俸等共ニ外交官並ノ待遇トスルハ當然ナル  
カ從來ノ如ク商務官タルカ爲同期ノ外交官トノ間ニ官  
等ニ差等ヲ生シタルカ如キハ商務官ヲ待遇スル所以ニ非

### 3 貿易省設置問題

ス（商務官タルカ爲例外的ニ高キ官等ニテ採用サレタル人アルモ之モ後テ不都合ヲ生シタル例アリ）殊ニ外務省豫算ノ關係上商務官タルカ爲昇等進級ヲ遲ラスカ如キ例ハ已ムヲ得サル當時ノ事情ハ諒トスルモ今後ハ豫算ヲ豊カニシテ其ノ絶無ヲ期セサルヘカラス

四、他省殊ニ民間ヨリ採用セシ商務官ニ對スル取扱ハ在外公館ニ於テ注意ヲ要スルハ勿論本省ニ於テモ特ニ監督セラルルヲ要ス兎角從來ハ在外公館ノ事務中通商關係ノ事務ヲ「スタフ」モナキ商務官ニ一任シ大公使館ハ拱手シテ顧ミス商務官ハ連日内地ヨリノ小商人旅客等ノ應接、接待ニ忙殺サレ乍ラ給與モ少ナク自動車スラ給セラレサリシ例アルカ如キ公館館員トノ比較上外務省ハ商務官待遇ノ道ヲ知ラストノ民間一部ノ批評モ此ノ際三顧ノ要アルヘシ尙是等商務官ハ採用前外務省内ノ運行ヲ熟知セシムル爲出來得レハ本省ニ於テ一年位ハ勤務ヲ命スルコトトシ下級者ハ文書、會計ノ事務ヲモ一應通曉セシムル要アリ之カ爲商務官養成機關ヲ設ケラルモノ一案ナリ

五、之ヲ要スルニ商務官ハ外交官ト渾然一體トナリ得ル様制度待遇取扱ヲ定メ眞面目ニ之ヲ實行スル用意ヲ爲ササル

### （付記）

ロンドン 12月9日後発  
本 省 12月10日前着

#### 第一七〇一號

貴電第五〇三號ニ關シ（商務官制度ニ關スル件）

親展書ハ間モナク到着ノコトト存スルモ概要左ノ通り電報ス

#### 一、制度

(イ) 商務官ヲ外部ヨリ採用スル外外交官及領事官ヨリモ轉用シ人事ノ交流ヲ計ルコト

(ロ) 任國ニ於テ政府及財界有力者ト接觸任務遂行上相當ノ地位ヲ有スルモノニアラサレハ充分職責ヲ完フシ得ス依テ最近ニ於ケルカ如キ地位ノ低キ者ノミヲ採用スル方針ヲ改ムルコト

(ハ) 商務官ノ如キハ日本ト任國トノ間ノ縱斷的關係ヲ考慮

スル外横斷的結合的配置ヲ考慮スルコト即チ米國ハ華府ニ中央部ヲ設ケ主腦商務官ヲ置キ各都市ノ商務官ヲ總括セシメ倫敦中央部ヲシテ北歐和蘭等獨逸ヲシテ東南近隣諸國ヲ總括セシムル等ナリ（中央部ハ人員ヲ豊富ニス）

(二)商務官ニ相當ノ「スタッフ」ヲ附屬セシムルコト單ニ「スタッフ」モナク充實セサル商務官ノ數ノミヲ增加スル方針ハ誤ナリ

(本)商務官ヲ養成スルコト

各地商務官ニハ副商務官及商務書記生ヲ配屬シ充分ノ經驗ヲ積マシムル外又本省及在外樞要部ニ副商務官級ノモノヲ置キ之ヲ養成スヘシ

(八)<sup>(2)</sup>領事ノ一部ニハ技術官ヲ採用スル事

工業先進國ニハ技術官ヲ折込ミ領事ノ名ノ下ニ商業的知識ト工業的知識トヲ綜合セシムヘシ（工務官トシテ海外ニ駐在セシムルハ相手國ヲシテ警戒ヲ嚴重ナラシメ拙策ナリ）

(ト)本省ニモ有力ナル領事ヲ置ク事

### 三、待遇

本省ニ於ケル通商輕視ノ舊習ヲ是正シ領事ニ對スル從來ノ待遇ヲ改善シ之カ地位ノ安定ヲ計ルト共ニ特別ナル任務ヲ帶ヒテ活動スル關係上其ノ所要經費ニ付特別ノ考慮ヲ加フル要アリ

三、倫敦ノ如キハ領事ノ下ニ一名ノ書記生在ルノミニシテ之ニ一切ノ活動ヲ期待スル事困難ナリ前記一ノ諸點ヲ考慮シ少クトモ副領事二名書記生三名ノ増員ヲ急務トス



1226 昭和14年11月21日

### 貿易省問題に関する野村外相談話

貿易省問題ニ關スル外務大臣談（十一月二十一日）

曩ニ貿易省問題カ結末ヲ告ケタ際本省事務官側ハ同問題ニ關シテ色々本大臣ニ心配ヲ懸ケタコトニ對シ甚タ相濟マナイトテ遺憾ノ意ヲ表示シタ次第テアツタカ其後一ヶ月餘ニ瓦リ各自ノ態度ヲ見ルニ大ニ自肅自戒職務ニ精勵ノ様子ヲ認ムルケレトモ當時世間ヲ騒カセタコトニ對シテハ其ノ影響ニモ鑑ミ將來充分戒慎ノ要アリト認メ本日局部長ヲ通シ本大臣カラ各自ニ對シ夫々戒告スル所カアツタ。

### 3 貿易省設置問題

尙次官以下局部長ニ對シテモ部下統率上遺憾ノ點カアツタ  
ノニ顧ミ同様戒告ヲシタ譯テアル。

**編注** 本文書は、昭和十四年十二月、外務省作成「外務省公

表集」第十八輯より抜粋。

